様式第３号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

河内長野市民間事業者等向け再生可能エネルギー導入促進補助金

計画（変更・中止）承認申請書

河内長野市長　あて

（事業者）

住　　所

名　　称

代表者の

職・氏名

　　　　年　月　日付河内長野指令　　第　　号で交付決定の通知がありました河内長野市民間事業者等向け再生可能エネルギー導入促進補助金について、下記のとおり計画を（変更・中止）したいので申請します。

記

１　対象機器

２　計画の　　 変更　・　中止　（該当に○）

　　（補助金額の減額や申請者名の変更は「変更」に○を、補助対象機器の一部または全部を取りやめる場合は「中止」に○を付けてください。）

３　変更する内容、中止する理由　等

（記載例）

太陽光発電設備の発電容量を当初計画していたものよりも減少させたため

当初計画していた発電容量：　〇〇kW　、工事完了後の発電容量　〇〇kW

※補助金の交付決定額の増額は行いません。

※交付申請の際に提出した添付書類で内容に変更があったものについては変更後の内容が分かるものを添付すること。（添付書類確認欄参照）

（裏面あり）

＜担当者連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 所属名 |  |
| 担当者氏名 | フリガナ |
|  |
| 電話番号 | （　　　　　　）　　　　　　　－ |
| E-mail |  |

＜添付書類確認欄＞※添付する書類にチェックを入れてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 添付書類（内容に変更があったものを添付すること） | チェック |
| - | 河内長野市民間事業者等向け自家消費型太陽光発電設備等導入補助金計画変更・中止承認申請書（様式第３号）（本申請書） | □ |
| ① | 補助対象経費等確認・計算書 | □ |
| ② | 補助事業の内容 | □ |
| ③ | 補助事業に係るリース契約詳細 | □（※1） |
| ④ | 要件適合チェックリスト | □ |
| ⑤ | 太陽光発電設備（モジュール・パワーコンディショナー）の設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※5） |
| ⑥ | 太陽光発電設備（モジュール・パワーコンディショナー）のメーカー名・型番が確認できる書類の写し | □ |
| ⑦ | 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できる書類の写し | □ |
| ⑧ | 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置予定箇所の現地写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □ |
| ⑨ | 蓄電池の設備費及び設置工事費が確認できる2者以上の見積書の写し | □（※2）（※5） |
| ⑩ | 蓄電池のメーカー名・型番が確認できる書類の写し | □（※2） |
| ⑪ | 蓄電池の定格容量(kWh)及び(Ah・セル)が確認できる書類の写し | □（※2） |
| ⑫ | 蓄電池の設置予定箇所の現地写真（撮影日を書いた看板又は紙等を写しこんで撮影されたもの） | □（※2） |
| ⑬ | 補助対象施設の所有者の開業届の写し | □（※3） |
| ⑭ | 理由書 | □（※6） |
| ⑮ | 工事（予定・実績）内容証明書 | □（※4） |
| ⑯ | その他市長が必要と認める書類 | □ |

市長が特に必要と認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

※１　登録事業プランを提供する事業者と太陽光発電システムの所有者が異なる場合のみ必要

※２　蓄電池を導入する場合のみ必要

※３　補助対象施設の所有者が個人事業主の場合のみ必要

※４　添付書類のうち⑥、⑦、⑩、⑪を提出できない場合又は当該書類で確認できる事項が不十分である場合に、当該書類に代えて提出することができる。

※５　（交付申請の内容と仕様が異なるとき）２者以上の見積書はいずれも同一の内容または同種・同等の内容であること。また、交付申請にあたってそれぞれの見積書に基づいて算出した補助金の申請額が異なる場合は低い方の額になる見積書を採用すること。

　　　（交付申請の内容と仕様が同一のとき）１者のみの見積書を提出する場合は別途理由書を提出すること。

※６ 　（交付申請の内容と仕様が異なるとき）2者以上の見積書の内容（機器の型番等）が同一でない場合は提出すること。

　　　（交付申請の内容と仕様が同一のとき）見積書の機器の型番が交付申請時の機器の型番と同一でない理由を記入すること。

＜記入・提出するときの注意点＞

1. 鉛筆、消えるボールペンで記入した場合は文字が消えて確認出来なくなる場合がありますので、消えないペンで記入してください。
2. 今後の手続き等のため本申請書のコピーをとり、補助金の交付まで保管してください。